

## 子育てのための施設等利用給付認定確認書

児童名： \_\_\_\_\_

生年月日： \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

児童名： \_\_\_\_\_

生年月日： \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

※各世帯につき、1枚提出してください。

●幼児教育・保育の無償化にあたり必要となる子育てのための施設等利用給付について、重要な事項です。

ご確認いただき、□にチェックの上、署名をお願いいたします。

	確認事項	チェック
<b>&lt;全員共通&gt;</b>		
1	「幼児教育・保育の無償化のご案内」の内容を確認しました。	<input type="checkbox"/>
2	申請内容に虚偽があった場合は、認定が取り消し（無効）となり、さかのぼって支払済み額の給付費の返還命令などを行うことがあります。	<input type="checkbox"/>
3	申請書や提出書類の内容について、職場やご家庭等に問い合わせをする場合があります。また、市民税情報を市が閲覧します。	<input type="checkbox"/>
4	申請時に不足書類がある場合は、市の指定する受付期間内に提出してください。	<input type="checkbox"/>
5	申請後、ご家庭の状況や勤務等の状況に変更があった場合は、手続きが必要です。手続きが遅れた場合、さかのぼって支払済み額の給付費の返還命令などを行うことがあります。	<input type="checkbox"/>
6	利用開始予定日現在で、企業主導型保育事業の利用がある場合や、保育認定を受け、認可保育施設を利用している場合は、本認定の申請はできません。	<input type="checkbox"/>
7	実費徴収（教材費、制服代等）については、無償化給付の対象とはなりません。	<input type="checkbox"/>
8	春日部市から転出した場合は、転出先の市区町村から給付を受けることとなります。すみやかに春日部市と転出先の市区町村へお知らせください。	<input type="checkbox"/>
9	申請書が提出されてから、認定を通知するまでおおよそ2週間程度の時間を要します。利用開始（予定）日から余裕をもってお手続きください。	<input type="checkbox"/>
<b>&lt;幼稚園を利用する方&gt;</b>		
10	「実費徴収に係る補足給付事業費補助金」における副食費の補助対象の判定のため、市が市民税課税情報を閲覧し、補助対象者の判定結果については、園と共有します（世帯の課税状況を園に提供するものではありません）。	<input type="checkbox"/>
<b>&lt;幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用する方&gt;</b>		
11	預かり保育の無償化の対象となるには、施設等利用給付認定2・3号（新2・3号）認定を受ける必要があります。2・3号（新2・3号）認定を受けるには、保育を必要とする事由（月64時間以上の就労等）が必要です。	<input type="checkbox"/>
12	退職等により、保育を必要とする事由を満たさなくなった場合は、預かり保育料は無償化の対象となりません。	<input type="checkbox"/>
13	預かり保育の無償化の給付を受ける場合は、この申請のほかに別途お知らせする給付請求の手続きが必要です。預かり保育料は一度利用施設にお支払いいただき、その領収書等と併せて、市に給付請求をしてください。	<input type="checkbox"/>
14	（満3歳児クラスのみ） 預かり保育料が無償となるのは、非課税世帯のみとなります。家族構成（事実婚含む）の変更、市民税額の変更などにより、非課税世帯でなくなった場合は、認定取り消しとなります。認定取り消しとなった場合は、預かり保育料は無償化の対象となりません。	<input type="checkbox"/>
<b>&lt;認可外保育施設・病児保育事業・一時預かり事業・ファミリーサポートセンター事業を利用する方&gt;</b>		
15	（利用を開始する年の4月1日時点で0～2歳の場合） 無償化の対象となるのは、非課税世帯のみとなります。	<input type="checkbox"/>
16	無償化の対象となるには、施設等利用給付認定2・3号認定を受ける必要があります。2・3号認定を受けるには、保育を必要とする事由（月64時間以上の就労等）が必要です。	<input type="checkbox"/>
17	退職等により、保育を必要とする事由を満たさなくなった場合は、保育料は無償化の対象となりません。	<input type="checkbox"/>
18	無償化の給付を受ける場合は、この申請のほかに別途お知らせする給付請求の手続きが必要です。保育料は一度利用施設にお支払いいただき、その領収書等と併せて、市に給付請求してください。	<input type="checkbox"/>
本確認書の記載事項を確認しました。 令和 _____年 _____月 _____日 ①保護者（父）氏名（自署） _____ ②保護者（母）氏名（自署） _____		

（裏面もあります。）

## 【施設等利用給付認定2・3号申請の方のみ】

申請子どもの保護者が下記1～4に該当する場合は、口にチェックの上、署名をお願いします。

### □1. 求職中の方

### □2. 就労しているが、勤務日数・時間が基準を下回っている方

有効期間は3か月となります。

利用開始予定日の翌々月10日までに、週4日以上かつ1日4時間以上（月64時間以上）の就労を決定し、就労証明書、子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書を保育課まで提出してください。

利用開始予定日の翌々月10日までに上記基準を満たす就労が開始できない場合は、再度子育てのための施設等利用給付認定（1号認定）の申請が必要となり、預かり保育の給付を受けることができなくなります。

上記の確認事項について確認しました。

令和      年      月      日

保護者氏名（自署）

---

### □3. 新たに入園し、育児休業理由で申請の方

利用開始予定日の翌月10日までに、育児休業を取得している職場に復帰が必要となります。

利用開始予定日の翌月末までに、育児休業終了証明書、子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書を保育課まで提出してください。

上記の確認事項について確認しました。

令和      年      月      日

保護者氏名（自署）

---

### □4. 出産理由で申請の方

有効期間は出産予定日の産前6週間の属する月の初日から、産後8週目最終日が属する月の末日までとなります。

継続して認定を希望する場合は、就労等の事由で子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書の提出が必要です。（育児休業の事由で継続利用することはできません。）

上記の確認事項について確認しました。

令和      年      月      日

保護者氏名（自署）

---